

第 2 号議案

府中市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年 2 月 25 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

府中市福祉計画検討協議会の設置等に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表の1 府中市長の附属機関の表府中市男女共同参画推進協議会の項中「府中市女性センター」を「府中市男女共同参画センター」に改め、同表府中市障害者計画推進協議会の項中

「

- | | |
|---|---|
| (1) 府中市障害者計画の推進に関する事項
(2) 府中市障害福祉計画の推進に関する事項
(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 | を |
|---|---|

を

」

「

- | | |
|--|---------------------|
| (1) 府中市障害者計画の推進に関する事項
(2) 府中市障害福祉計画の推進に関する事項
(3) 府中市障害児福祉計画の推進に関する事項
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 | に改め、同表府中市文化振興計画検討協議 |
|--|---------------------|

に改め、同表府中市文化振興計画検討協議

」

会の項及び府中市都市・地域総合交通戦略検討協議会の項を削り、同表に次のように加える。

府中市福祉計画検討協議会	府中市福祉計画の案に関する事項その他市長が必要と認める事項	16人以内	2年
--------------	-------------------------------	-------	----

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の1府中市長の附属機関の表の改正規定（同表府中市障害者計画推進協議会の項に係る部分並びに同表府中市文化振興計画検討協議会の項及び府中市都市・地域総合交通戦略検討協議会の項を削る部分に限る。）及び次項の規定（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月府中市条例第28号）別表第1の改正規定のうち同表文化振興計画検討協議会委員の項及び都市・地域総合交通戦略検討協議会委員の項を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1文化振興計画検討協議会委員の項及び都市・地域総合交通戦略検討協議会委員の項を削り、同表学校施設老朽化対策推進協議会委員の項の次に次のように加える。

福祉計画検討協議会委員	日額 11,000円
-------------	------------